

# 能美市空家等寄附受け補助事業実施要綱

## 目次

第1章 総則(第1条―第3条)

第2章 寄附受け事業(第4条―第9条)

第3章 寄附に要する経費の補助(第10条―第15条)

第4章 雑則(第16条)

## 附則

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この告示は、能美市補助金交付規則(平成17年能美市規則第33号)に定めるもののほか、能美市空家等寄附受け事業(以下「本事業」という。)の実施及びその必要な経費に対して予算の範囲内で補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (目的)

第2条 本事業は、市内に存する空家等の所有者から当該空家等及び当該空家等の用に供される土地の寄附を受け入れ、市が流通させることで、空家等の解消及び土地の流通を図ることを目的とする。

#### (定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)

第2条第1項に規定する空家等及び同条第2項に規定する特定空家等をいう。

(2) 狭小地 面積が165平方メートル以下の土地をいう。

(3) 不整形地 建設地としての土地利用が比較的難しい形状をしている正方形、長方形等でない土地をいう。

### 第2章 寄附受け事業

(対象となる建物等の要件)

第4条 本事業の対象となる建物(以下「対象建物」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に存する建物であること。
- (2) 長屋又は共同住宅の一部でないこと。
- (3) 解体工事を行うことが困難でないこと。
- (4) 建物の中にごみ、家具等の放置がないこと。
- (5) 確認申請の手続を行っていること。
- (6) 物権又は賃借権が設定されていない建物であること。

2 本事業の対象となる土地(以下「対象土地」という。)は、対象建物が所在する敷地であり、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 狭小地でないこと。
- (2) 不整形地でないこと。
- (3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条に規定する道路に有効に接している土地であること。
- (4) 農地の場合は、農地転用の手続を行っていること。
- (5) 電気及び上下水道のインフラを容易に利用できる土地であること。
- (6) 災害危険区域又は土砂災害等の災害のおそれがある土地を含まないこと。
- (7) 物権又は賃借権が設定されていない土地であること。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する対象建物及び対象土地(以下「対象建物等」という。)は、本事業の対象とする。

- (1) 公共施設として整備することが適切であると市長が判断したもの
- (2) その他市長が認めるもの

(事業対象者)

第5条 市に対し対象建物等の寄附を行うことができる者(以下「申込者」という。)は、対象建物又は対象土地の所有者又は相続予定者とする。

(調査申込)

第6条 申込者は、事前に必要事項を記載した空家等寄附受け補助事業事前調査申込

書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、対象建物等の調査を市長へ申し込まなければならない。

- (1) 対象建物の外部及び内部の写真
- (2) 位置図
- (3) 申込者の戸籍謄本
- (4) その他市長が必要と認める書類  
(調査及び判定)

第7条 市長は、前条の申込みがあったときは、立入調査及び内容審査により本事業の対象の可否を判定し、空家等寄附受け補助事業事前調査結果通知書(様式第2号)により、申込者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する結果通知に円滑な事業実施のために必要な条件を付することができる。

3 申込者は、市長が行う第1項に規定する調査及び審査に協力しなければならない。  
(寄附の申出)

第8条 前条第1項に規定する結果通知により市長から対象建物等の寄附を受ける旨の通知を受けた申込者(以下「申出者」という。)は、次に掲げる書類を添えて、建物・土地寄附採納願(様式第3号)を市長に提出するものとする。

- (1) 登記原因証明情報兼登記承諾書(様式第4号)
- (2) 登記事項証明書
- (3) 印鑑証明書
- (4) 対象建物等に係る登記済権利証又は登記識別情報
- (5) 対象建物等に係る固定資産税の納付書又は固定資産税評価証明書
- (6) 法人の場合は、代表者事項証明書
- (7) 対象建物等が共有物の場合は、共有名義人全員の同意書(様式第5号)及び共有名義人全員の印鑑証明書
- (8) その他市長が必要と認めるもの

2 前項に規定する寄附採納願は、前条第1項に規定する結果通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを

得ない事情があると認めるときは、この限りではない。

(寄附の採納)

第9条 市長は、前条に規定する寄附採納願の提出があったときは、寄附を採納する旨を建物・土地寄附採納書(様式第6号)により申出者に通知するものとする。

### 第3章 寄附に要する経費の補助

(補助対象事業及び補助対象経費)

第10条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、申出者が対象建物等の相続、土地の測量、分筆等を委託して行うものとする。

2 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、第7条第1項に規定する結果通知を受けた後に委託したもので、次に掲げるものとする。

(1) 対象建物等の相続登記に要する委託費(印紙税及び登録免許税を含む。)

(2) 対象土地の境界確定に要する委託費

(3) 前号の委託に伴い必要となる分筆登記費(印紙税及び登録免許税を含む。)

(4) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額)

第11条 補助金の額は、補助対象経費の額とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第12条 申出者で補助対象事業を行うものは、補助対象事業が完了したときは、空家等寄附受け事業補助金交付申請書及び実績報告書(様式第7号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業に要した費用の支払を証する領収書の写し

(2) 相続登記後の登記事項証明書

2 前項の規定による申請書及び実績報告書を市長に提出するときは、第8条第1項各号の書類を同時に提出するものとする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による申請書及び実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、及び補助金の額を確定し、空家等寄附受け事業補助金交付決定及び

額の確定通知書(様式第8号)によりその旨を申請者に通知するものとする。

(交付請求及び交付)

第14条 前条の規定による交付決定及び額の確定通知を受けた者(次条において「補助事業者」という。)は、補助金請求書(様式第9号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し及び返還)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正行為があったとき。
- (3) その他市長が特に適当でないと認めるとき。

#### 第4章 雑則

(雑則)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、公表の日から施行する。